

トピックス

市民活動支援センターを利用しませんか

はじめてのNPO・市民活動講座

「市民活動にはどうしたら参加できるの」「地域で仲間を見つけないけど、どうすればいいの」など、市民活動に興味はあるけど、何から始めたらよいかわからない人も多いのではないだろうか。

そこで、市民活動に興味のある人、活動を始めたいと考えている人が、基本的な知識を学べる講座を随時開講しています。

【とき】

月～金曜日 午前9時30分から午後4時30分までの間の約1時間
※新型コロナウイルス感染症の影響により休館している期間を除きます。

【ところ】

市民活動支援センター
交流スペース

【定員】

1講座あたり5人程度

【申込方法】

氏名・電話番号・受講希望日時を左記まで。

市民活動団体を支援します

市内に在住・在勤・在学している人で構成する市民活動団体などが、市民活動支援センターに登録手続きをすれば、次のサービスを受けることができます。

①情報発信できます

市民活動団体が発行したチラシや情報紙を市民活動支援センターに設置し、同センターのブログに掲載します。また、地区市民センターなどの公共施設にも設置します。

②印刷機が使えます

支援センター内の印刷機を使うことができます。ほかに、垂れ幕や横断幕を作成できる大判印刷機や紙折リ機もあります。

【料金（1枚につき）】

白黒片面／1円
カラー片面／10円
用紙代A4／1円
A3・B4／2円
(用紙持ち込み可)

※大判印刷機の印刷料金は、お問い合わせください。

③交流スペース・メールボックス・ロッカーを使用できます。(無料)

【申込先・問い合わせ】

市民活動支援センター (ゆめぼりすセンター内)
TEL 22・1511 FAX 22・0317
igasksc@ct.ne.jp



トピックス

三重とこわか国体「応援メッセージ写真」募集

来年開催される「三重とこわか国体」

を皆さんにPRするため、実行委員会ホームページなどで「応援メッセージ写真」を掲載していきます。

そこで、選手の皆さんを応援するメッセージを持った写真を募集します。皆さんの応援で、三重とこわか国体を盛り上げていきましょう。

【対象者】

市内在住・在勤・在学の人
※個人でもグループでも可

【募集内容】

応援メッセージを記入したスケッチブックやホワイトボードを持った写真（1グループ1枚まで）
※写真撮影時の注意点
○応援メッセージの文字がわかるように撮影してください。メッセージを書く用紙のサイズはA3程度。
○画素数（ピクセル）は800×600以上。
○イメージ画像を参考に撮影してください。

【応募方法】

住所・氏名・年齢・電話番号・掲載時に紹介する氏名（ニックネーム）またはグループ名をメール本文に記載し、写真を添付して応募先まで。

【募集数】

先着50枚
募集数に達し次第、締め切ります。

【その他】

○応募者全員に参加賞として、国体特製ステッカーを進呈します。
○応募にあたって収集した個人情報 は、国体の広報事業に関わることに以外には使用しません。

詳しくは、三重とこわか国体伊賀市実行委員会ホームページをご覧ください。



応援メッセージ写真イメージ



【応募先・問い合わせ】

三重とこわか国体伊賀市実行委員会事務局 (国体推進課内)
TEL 43・9100 FAX 43・9102
kokutai@city.iga.lg.jp



トピックス

在宅者向け福祉サービスをご利用ください

高齢者等
寝具洗濯サービス事業



【内容】

日常生活に欠かせない寝具の洗濯サービスを行います。

【対象者】

市内在住で、前年分所得税の非課税世帯の人のうち、次のいずれかに該当する人
○寝具の衛生管理が困難なおおむね65歳以上の一人暮らしの人
○心身の障がいや傷病などにより寝たきりになっている65歳以上のみの人で構成された世帯、またはこれに準ずる世帯の人

○重度の身体障がいのため寝たきりの人で家族の支援が受けられない人

【利用限度】

掛布団、敷布団、毛布（各1枚）の洗濯、乾燥、消毒で1年に2回以内（9月と3月を予定しています。）

【申込方法】

介護高齢福祉課、障がい福祉課、各支所住民福祉課へ申し込んでください。

軽度生活援助事業



【内容】

外出の援助（散歩の付き添い）、食材の購入、生活経路の草刈りなど軽易な日常生活上の援助を行います。

【対象者】

市内在住で、次のいずれかに該当し軽度な援助が必要と認められる人
○65歳以上の一人暮らしの人
○65歳以上のみの人で構成された世帯、またはこれに準ずる世帯の人

【利用限度】

月4回まで（ただし、生活経路の草刈りは年2回まで）

【料金】

1時間300円
（生活保護世帯は無料）

【申込方法】

介護高齢福祉課または各支所住民福祉課へ申し込んでください。



【問い合わせ】

○介護高齢福祉課
☎22・6634
FAX 26・3650
✉kaigo@city.iga.lg.jp

○障がい福祉課
☎22・6657
FAX 22・6662
✉shougai@city.iga.lg.jp

トピックス

6月1日から7日は「水道週間」です

〔令和2年度水道週間スローガン〕
「飲み水を 未来につなごう
ぼくたちで」

水道は生活になくてはならないものです。水道をはじめ電気やガスなどは、ライフラインと呼ばれ、皆さんの生活を24時間休むことなく支えています。

水道工事の申込方法

新しく水道を引く場合や家庭内の水道工事をする場合は、「上下水道部指定給水装置工事業者」へお申し込みください。

※工事業者については水道工務課へお問い合わせいただくか、市ホームページまたは「くらしのガイドブック」でご確認ください。

もし水漏れを発見したら

水を使っていないのに水道メーターが回っていたら、宅地内どこかで漏水している可能性があります。漏水は大切な水を無駄にするばかりでなく、家庭の水道料金負担を大きくします。



水道メーターから蛇口までの間で水漏れしていたら、まず、メーターボックス内にある止水栓（元栓）を閉めてください。
修理のご相談は、「上下水道部指定給水装置工事業者」へお問い合わせください。
※道路や、道路から水道メーターまでの間で水漏れを見つけた場合は水道工務課へご連絡ください。

水道メーター取り替えのお知らせ

計量法に基づき、設置後7年を経過した水道メーターの取り替えを計画的に進めています。
該当する家庭には、時期などをはがきでお知らせしたあと、「上下水道部指定給水装置工事業者」が訪問し、水道メーターを取り替えます。

【問い合わせ】

○水道の給水申し込み・漏水・水道メーターの取り替えなど
上下水道部水道工務課 ☎24・0002 FAX 24・0006

○検針・開閉栓・料金など
水道お客様センター ☎24・0013 FAX 24・0007

